

# 審 査 基 準

平成19年 8 月 8 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第 8 項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：火薬類取締法第17条第 8 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、 同第50条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府 令第 7 条第 1 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第13条 （申請及び届出の手續）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先：住所地を管轄する警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活環境課
備 考：